

555 臨時教育委員会官制

〔法学新報〕第29卷7(332)号 大正8年7月1日

○臨時教育委員会官制 勅令第二百三十八号を以て制定せられたる臨時教育委員会官制左の如し

第一条 臨時教育委員会は文部大臣の監督に属し其^{ツマ}諮詢に應じて教育に関する重要な事項を調査審議し意見を開申す
臨時教育委員会は教育に関する重要な事項に付き文部大臣に建議することを得

第二条 臨時教育委員会^{イマ}は会長一人、副会長一人及委員十五人以内を以て之を組織す

委員は文部大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

(第三条 脱)

第四条 会長は会務を統理し会議の議決を文部大臣に具申す
会長事故あるときは副会長^{イマ}其職務を代理す

第五条 会長及び副会長は会議に於て意見を陳述し可否の數に加はることを得

第六条 文部大臣は必要に依り又は臨時教育委員会の要求あるときは文部省高官^{イマ}其他^{イマ}適當と認むる者をして会議に出席し意見を陳述せしむることを得

第七条 臨時教育委員会の議事に関する規則は文部大臣之を定む

第八条 臨時教育委員会に幹事長及び幹事^{イマ}を置く幹事長は文部次官を以て之に充つ会長の命を承け庶務を掌理す

幹事は文部大臣の奏請に依り文部省高等官の中より内閣に於て之を命す上司の指揮を承け庶務を整理す

第九条 臨時教育委員会に書記を置き文部大臣之を命す
書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附 則

本令は公布の日より之を施行す